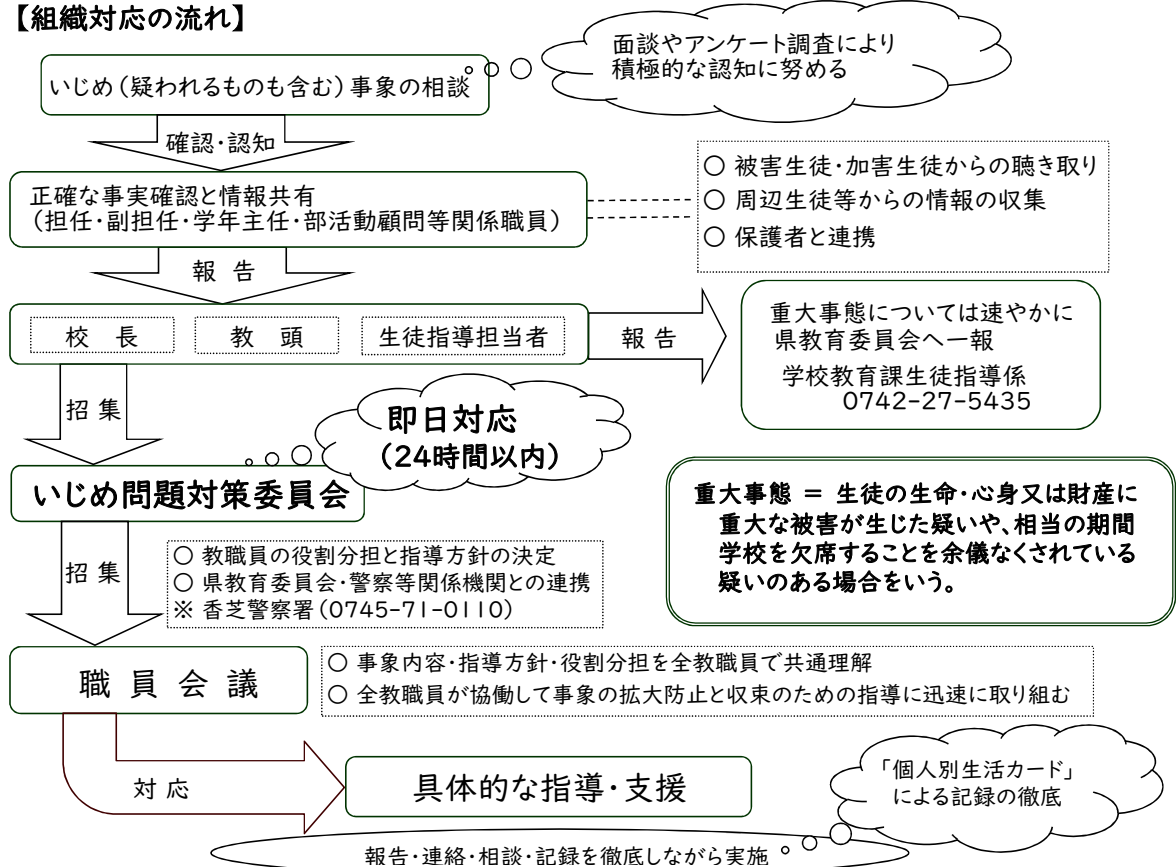


いじめ問題対策委員会 いじめ防止対策推進法(第22条)関係	
組 織	<p>校長 教頭 生徒指導部長・副部長 人権教育部長 学年主任 特別支援教育コーディネーター 生徒指導部員 養護教員 教育相談コーディネーター 等 ※必要に応じてスクールカウンセラーの参加を願う</p> <p>○ 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。</p> <p>○ 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。</p>

【組織対応の流れ】



被害者への支援	加害者への指導	友人・知人への指導・支援 (観衆・傍観者等)
<p>共感的に受け止める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝えること <ul style="list-style-type: none"> ・学校として「何としても守る」という姿勢 ・プライバシーの保護 ○ 確認すること <ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況(診断書) ・金品の被害状況 ・カウンセリングの必要性 ・警察への被害申告の意志 ○ 留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・再発や潜在化 ・保護者への説明と保護者の考えの確認 	<p>毅然とした態度で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝えること <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛み ・自分の行為が重大な結果に繋がった ○ 確認すること <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 ○ 留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等) ・加害者が被害者になること ・保護者との連携 	<p>みんなを守るという姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝えること <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛み ・観衆や傍観者も加害者であること ・プライバシーの保護 ○ 確認すること <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 ○ 留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・観衆や傍観者が被害者になること
再発防止のための保護者・地域と連携した見守り		県教育委員会への報告